

# 青森県報

号外第二十五号

令和六年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 人事委員会

○人事委員会規則二―三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則……………	（事務局）…一
○人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）等の一部を改正する規則……………	（同）…一
○人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………	（同）…二
○人事委員会規則七―三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則……………	（同）…二
○人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則……………	（同）…三
○人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則……………	（同）…三
○人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を改正する規則……………	（同）…五
○人事委員会規則七―一一七（公害等調査手当）の一部を改正する規則……………	（同）…五
○人事委員会規則九―二（職員の定年等）の一部を改正する規則……………	（同）…五
○人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則……………	（同）…五

## 人事委員会

人事委員会規則二―三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二―三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則

する。  
別表第一第三号中「半日」を「四時間の」に改め、同表第十一号中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、同表第二十一号エ中「五級」を「七級」に、「階級の警視（管理職手当の支給対象職を除く。）以下の階級」を「階級警視（警察職給料表七級以下に格付けされる職に限る。）以下の職」に改める。

別表第二第一号及び第二号中「所属職員」を「事務局職員」に改め、同表第三号及び第四号中「所属職員」を「事務局職員（事務局長及び次長を除く。）」に改める。

### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）等の一部を改正する規則

(人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部改正)  
 第一条 人事委員会規則七一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「障害」を「障がい」に改める。

(人事委員会規則七一三三(失業者の退職手当)の一部改正)

第二条 人事委員会規則七一三三(失業者の退職手当)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「障害」を「障がい」に改める。

(人事委員会規則七一三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正)

第三条 人事委員会規則七一三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項及び第三十九条中「障害」を「障がい」に改める。

(人事委員会規則一三一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正)

第四条 人事委員会規則一三一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第六条の六第一項第二号及び第十一条第二号中「障害」を「障がい」に改める。

第十二条第一項第四号イ及びウ中「精神上的の障害」を「精神上的の障がい」に改める。

(人事委員会規則一三一九(職員の育児休業等に関する規則)の一部改正)

第五条 人事委員会規則一三一九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

第一条 人事委員会規則七一二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第五条第十六項中「前項」を「第十五項」に改める。

第五条中第二十項を第二十一項とし、第十六項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第十六項として次の一項を加える。

16 警察職員が、大規模な災害として人事委員会が定める災害に対処するため第二条第十一項第一号に規定する作業に従事した場合における前項第一号(同号括弧書きに規定する額が加算される場合を除く。)の規定の適用については、同号中

「八百四十円」とあるのは「千八十円」とする。

第二条 人事委員会規則七一二七の一部を次のように改正する。

第二条第十五項中「施設課」を「施設整備課」に改める。

第五条第八項を次のように改める。

8 条例第十九条第一項第七号の死体取扱手当の額は、死体一体につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 死体の検視、見分又は検証等に当たって死体に接触して行う作業 千六百元  
 (心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会が別に定めるものに従事した場合は、三千二百円)

二 死体解剖補助作業 三千二百円

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の人事委員会規則七一二七(警察職員の特殊勤務手当)の規定は、令和六年一月一日から適用する。

人事委員会規則七一三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三八（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。  
第六条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 東青地域県民局環境管理部
- 二 衛生研究所

第六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 原子力センター

第七条中「環境保健センター」を「衛生研究所」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。  
別表第一の共同調理場の表中

「学校給食センター

東津軽郡今別町大字今別字中沢二〇五を

」学校給食センター

東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の九〇に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

「危機管理局長

別表第一知事の事務部局の項中 観光国際戦略局長 を「危機管理局長」

エネルギー総合対策局長

「本庁部次長

水産局長

危機管理局次長

観光国際戦略局次長

エネルギー総合対策局次長

に、「本庁理事」を 水産局長

に、危機管理局次長

を「本庁部次長 危機管理局

「参事

交通政策推進監

保健医療対策監

農商工連携推進監

「参事

を 保健医療対

危機管理統

次長

地域県民局地域連携部長（区分六類のものを除く。）

「本庁課長

策監に、地域県民局地域連携部長（職務の級行政職給料表七級のものに限る。）

括監」 地域県民局県税部長

「本庁課長

知事公室長

を 地域県民局地域連携部長

地域県民局県税部長

地域県民局環境管理部長（職務の級行政職給料表七級のものに限る。）

地域県民局地域農林水産部長（職務の級行政職給料表七級のものに限る。）

青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所長

県民局地域農林水産部長（職務の級行政職給料表七級のものに限る。）

県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長（職務の級医療職給料表（二）七級のものに限

「西北地域県民局地域整備部鯉ヶ沢道路河川事業所長  
環境保健センター所長  
動物愛護センター所長  
十和田食肉衛生検査所長  
田舎館食肉衛生検査所長  
子ども自立センターみらい所長

「西北地域県  
子ども自立  
衛生研究所  
動物愛護セ  
食肉衛生検

民局地域整備部鯉ヶ沢道路河川事業所長  
センターみらい所長

「精神保健福祉センター所長  
県外情報センター所長

長  
センター所長  
査所長

高等技術専門校長（区分八類のもの  
八戸工科学院長

「精神保健福祉センター所長  
高等技術専門校長（区分八類のものを除く。）  
八戸工科学院長  
県外情報センター所長

「IT専門  
青い森鉄  
新型コロナ  
危機管理

監

「地域県民局環境管理部長

道専門監

「IT専門監

地域県民局地域農林水産部家畜保

ナウイルス感染症対策監

を「航空推進監」

地域県民局地域農林水産部水産事

対策監

東青地域県民局地域整備部駒込ダ

健康生所長（区分六類及び十類のものを除く。）

「地域県民局環境管理部長（区

務所長

を「地域県民局地域農林水産部家

ム建設所長

地域県民局地域農林水産部水

分六類のものを除く。）

「障害者相談センター所長

畜保健衛生所長（区分六類のものを除く。）

を「高等技術専門校長

産事務所長

障害者職業訓練校長

「障がい者相談センター所長

「津軽港利用促進監

を「津軽港利用促進監」に、

むつ高等技術専門校長

に、

「国際誘客推進監

を「津軽港利用促進監」に、

障がい者職業訓練校長

「

「東青地域県民局地域健康福祉部子ども女性相談総室次長  
衛生指導監

を「東青地域県民局地域

健康福祉部子ども女性相談室次長」に、

十和田食肉衛生検査所次長

十和田食肉衛生検査所三沢支所長

精神保健福祉センター次長

精神保健医長

県外情報センター次長

のを除く。）

「地域県民局地域整備部次長（区分七類のものを除く。）  
駒込ダム建設推進監

むつ南・白糠バイパス整備推進監

衛生研究所次長

研究管理監

食肉衛生検査所次長

食肉衛生検査所三沢支所長

食肉衛生検査所おいらせ支所長

精神保健福祉センター次長

精神保健医長

「八戸工科学院副学院長

「八戸工科学院副学院長

菅農大校教頭

県外情報センター次長

青森空港管理事務所次長

美術統括監

消防学校副校長

を「菅農大校教頭

原子力センター次長

青森空港管理事務所次長

美術統括監

消防学校副校長

原子力センター次長

域農林水産部東青地方水産事務所副所長

を「東青地域県民局地域農林水産部東青地

域農林水産部むつ家畜保健衛生所長

「

方水産事務所副所長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「本庁室長代理」を「本庁室長代理 教育政策課学校の幸せ推進室長」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を次のように改正する。  
第二条中「地域県民局、保健所又は」を削り、「定める者」を「定めるもの」に、「環境保健センター」を「衛生研究所」に、「東青地域県民局地域農林水産部」を「上北地域県民局地域農林水産部」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一七（公害等調査手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一七（公害等調査手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一七（公害等調査手当）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「環境保健センター」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則九―二（職員の定年等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則九―二（職員の定年等）の一部を改正する規則

人事委員会規則九―二（職員の定年等）の一部を次のように改正する。  
第七条を次のように改める。

（管理監督職務上限年齢による降任等の対象となる職から除かれる職等）

第七条 条例第六条第一号の人事委員会規則で定める職は、人事委員会規則七―六七（管理職手当）の別表第一の知事の事務部局の項及び県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する学校の項に掲げる職のうち、管理職手当の区分が十類の職とする。

2 条例第六条第四号の人事委員会規則で定める職は、教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が三級又は四級であるものの職とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「理事」の下に「、水産局長」を加え、同表第五号中「、つくしが丘病院長（法第三条第三項第一号の二に規定する地方公営企業の管理者が就く場合を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(発行者・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭